

病床機能分化連携基盤整備事業 事業計画提出要領

1 提出期限等

病床機能分化連携基盤整備事業補助金交付要綱を御確認の上、事業計画書を作成し、令和6年9月20日（金）までに、通知文記載の提出先へ郵送又は持参してください。

2 事業計画書の審査方法及び交付決定

提出された事業計画書を審査し、予算の範囲内で補助事業の採択について決定し、内示を行います。

審査に当たっては、各事業者からのヒアリング等を行う場合があります。

採択の内示後、すみやかに交付申請書を県に提出し、交付決定を受ける必要があります。

3 留意事項

（1）補助事業は採択の内示後に着手し、特別な事情がある場合を除き、原則として内示した年度中に完了させる必要がありますので、事業の実施に当たってはスケジュール管理に十分御注意ください。

（2）各年度の予算の範囲内で内示を行うため、全ての事業者からの御要望に沿えない場合が想定されるとともに、実施年度について相談させていただく場合があります。

（3）上記の補助対象者、補助対象事業、補助基準額は、令和6年度の交付要綱によるものであり、令和7年度に実施する場合には変更になることがあります。

（4）補助事業者においては、当該事業により整備した回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料を算定する病棟について、正当な理由がなく、これら以外の入院料を算定する病棟に変更してはなりません。

また、正当な理由があり変更する場合には、知事の承認を受ける必要があります。この条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

（5）有床診療所における回復期機能の充実に資する整備のうち、回復期機能の充実に必要な医療機器等については、次の医療機器を想定しています。

（ トレッドミル又はエルゴメータ、歩行補助具、訓練マット、治療台、
平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具 等 ）